

同(高橋清一郎君紹介)(第三四〇号)

同(塚田徹君紹介)(第三四〇一号)

同(村山達雄君紹介)(第三四〇二号)

同(四郎君紹介)(第三四〇三号)

同(國家公務員に對する寒冷地手当の改定に關する請願(德安實藏君紹介)(第三二八五号)

同(古井喜實君紹介)(第三二八六号)

同(德安實藏君紹介)(第三四一四号)

同(古井喜實君紹介)(第三四一五号)

恩給法等の一部改正に關する請願(有田喜一君紹介)(第三三〇五号)

日本赤十字社看護婦の戰時召集期間を恩給等に通算に關する請願(前尾繁三郎君紹介)(第三三〇一五号)

建國記念日制定に關する請願(宇野宗佑君紹介)(第三三六一号)

旧軍人恩給制度の改善に關する請願(宇野宗佑君紹介)(第三三六二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

憲法調査會法の廃止及び臨時司法制度調査會設置法等の失効に伴う關係法律の整理に關する法律案(内閣提出第一号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○河本委員長 これより會議を開きます。憲法調査會法の廃止及び臨時司法制度調査會設置法等の失効に伴う關係法律の整理に關する法律案を議題とし、質疑を行ないます。受田新吉君。

○受田委員 官房長官が来られるまで、ちよつと事務的な問題について事務當局にお尋ねをいたします。

この憲法調査會法なるものが廃止される法案がいま出ておるのでございますが、昭和三十年の鳩山内閣當時、清瀨國務大臣が憲法担当國務大臣として、憲法調査會法案なるものの審議が、大いに与野黨の激論の中に戦つておりました。私、當時その特別委員の一人として幾つか問題点を指摘して、

政府の見解をただしたのでございますが、顧みて十年の日月をけみした今日、この憲法調査會の答申が昨年の七月三日に出され、膨大な資料調査の一応の結論が出ております。ところが私が指摘したことは、――長官が来られたので、もう政治的なほうを含めた質問に入りますが、この憲法調査會法なるものが出た當時、基本的問題として大いに討議されたいわゆる法律論の一つに、憲法第九十六条に基づくこの憲法改正案の提案権、発議権というものがどうであるかという議論があつたわけでした。ところが、憲法の改正のための発議権は国会の三分の二以上の同意を得て国会が発議するとなつておるのでございますが、この考え方について、十年間の日月の間に政府の中においては何か別の見解があるかどうか、お答えを願ひたいのです。

○橋本政府委員 原則論といひますか、本質はおつしやうとおりであります。嚴格な意味での発議権は、おつしやうのような意向とわれわれも了解いたしております。ただ、法律上では発議権といふものはいまおつしやうとおりであります。が、いわゆる発議権といひますか、憲法改正といふような事柄がいわれておるといふことに對して、政府がそういうような問題を含めてどう考へる方もあるという意味での案といひますか、これは広い意味になりましようが、そういう意味でこゝろにやうな案といひますと、政府にもあり、かつまた国会にもあると、かようにわれわれは理解いたしておるわけでありま。

○受田委員 いわゆる発議権と発議権の相違を御説明願ひたいです。

○眞田政府委員 お答え申し上げます。憲法の九十六条に御指摘の憲法改正手続が書いてあるわけでありまして、この九十六条によりまして、「憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ」と、こゝろなつておるわけでございます。つまり憲法改正が行なわれるためには、憲法の定める手続として二段階書いてございます。第一の段階は、国会が発議する。第二の段階は、國民に提案してその承認を経ると、こゝろにやうになつておるわけでございます。たゞいま發議権と長官からお答えになりましたのは、この第一段階のほうの国会が発議をする、これをさしておつしやうののだらうと思ふのでございまして、そこで国会が発議をされまう際には、當然その發議をされるについての議案として御審議になるわけでございます。その対象になる議案をだれが出すかといふことと、憲法に書いてあります發議そのものととはまた別である。したがって、国会で御審議になる対象を出すこと、これを先ほど發案といふことばでおつしやうののだらうと存じます。そういう差異でございます。

○受田委員 そこで、今度は内閣の權能という問題の中に一つ問題が派生する。その他のところ仲間に憲法改正の起案権といふものを含めておるといふ解釈、これはたいへん矛盾しているといふこととで大いに議論されて、憲法改正といふような重大事項をその他の案件の中で論ずるのは不届きではないかといふ、十年たつた今日、この當時に考へたその不届きな考へ方が、いまなお生きているかどうか、十年の日月をけみして日進月歩の今日の段階で、依然として旧式の御見解を持つておられるかどうか、進んだお考えで處理されようとしてゐるか、お答えを願ひたいです。

○眞田政府委員 旧式か新式かといふ御批判はあろうかと思ひますけれども、内閣に憲法改正のいわゆる発議権があるという点につきましては、當時といふと考へが變つておりません。

○受田委員 これははなはだおかしいことで、憲法改正といふやうな問題に關する問題をその他の案件の中へ入れることが適當であるといふ御判断かどうか、これもいまの段階でさう了解してよろしうございませうか。

○眞田政府委員 雜件といふことは適當であるかどうかはとにかくいたしまして、それは憲法改正といふのはさうしばしばあることではないので、それで憲法の条文中上にそれを摘記して書いてないといふだけであるといふふうに考へておるわけでございます。

○受田委員 國の基本に關する問題を討議するこのいまの議論の中で、その他といふやうな條件の中に憲法改正が入るといふ考へ方、それによつて政府に提案権があるといふ、こゝろにやうな行方方は、これは憲法の基本精神をあまりにも輕視した考へ方である。憲法尊重の立場で、ひとつこれは、憲法改正といふことは國の基本に關するものであるだけに、順位を第一順位に私は考へるべきであると思ふのです。それに書いてない以上は、これは政府に提案権がないといふことは、これはきわめて明瞭である。これは官房長官、十年たつて日本は成長し、十年前はまだ總理も大國呼ばわりや、多くの新興諸國家を弱小國家呼ばわりした時代じゃなかつたのです。しかし、今日は大國として世界に誇つてゐる際に、この國の基本的な憲法改正案なるものを雜件の中でその他で片づけるやうな考へがまだひそんでおるとするならば、これは法治國家として重大な侮辱を私は受けると思ふのです。御答弁願ひたい。

○橋本政府委員 いま政府委員がお答えいたしました。が、雜件、雜件でないといふ議論はともかくとしたしまして、御承知のように、もちろん今日の憲法は主權在民である。したがって、もちろん國會のいわゆる發議権といひますか、そういうものは當然である。ただ、問題は内容の問題になりまして、論議を重ねるための一つの手段として政府が発議権があつたにいたしました。それはもちろん國會にもあります。ありまして、これがいわゆる主權在民の姿の上からいって、必ずしもこれを雜件と同じく扱つたといふやうな解釈をしなくとも、私はさうやまかまい問題のようには考へられませんが、なおこまかい点、法律上の技術問題は、ひとつ政府委員からお聞き取りを願ひます。

○受田委員 私は、憲法調査會法案なるものが出

た当時の審議の過程で、日本がまだ独立国として権威の薄いつつあった時代に、この問題を持ち出した。そのことが間違ひであると思ふのです。誤つたことをしたと思ふ。いまの問題は、法律論争の問題としては非常に重大な基本的問題であるが、長官としてはなかなか御答弁はむずかしいところもあると思ひますが、現時点においてひとつどうして承認をしておかなければならないことがある。それは憲法調査会がいよいよスタートしたとき、これは当時の法律の規定に、内閣に憲法調査会を置くという異例の措置をとられたということ、そのときに、願わくは国会の中にそれが置かれるということであるならば筋が通るが、内閣が置いたのは越権ではないかという議論も大いにされた。しかし、内閣がよし置いたとしても、今日七年の日月をけみして出された報告書を見てもわかるとおり、改憲論が絶対多数を占めておる。しかし、その中には、改正不要論という良識の意見もあわせて報告されておる。しかも、五十名の委員の定数の中で、三十名は国會議員であつて、その国會議員の中に野党は参加していないという形で答申がされた。野党の参加しない調査会でありますから、結局改憲論は多数を占めるようになるのは、これは理の当然です。したがつて、内閣に置いたことは置いたが、その調査会そのものはなほだへんばなものであつて、そして政府と改憲論者の多い学識経験者として占められたような結論になつたために、当時調査会を置いたときの設置理由の中にありましたが、「日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、このありまを正すけれども、調査、審議する過程においても、改正論に重点が置かれながら調査、審議がなされてきた。そして出された答申を見ると、改憲論者の非常に多い数字で報告がされておる。このことは、この調査会の趣旨の中にある、政府がこの答申を尊重するといふ、この精神に立脚するとき、片寄つた委員で構成され、片寄つた答申の出たものを尊重するということになるならば、どういふ形のものになるのかを御答

弁願いたします。

○橋本政府委員 先ほど来の御意見といましようか、議論の前提は、調査会設置が違法なものではないかというための御議論であるように拝聴いたしておりますが、その問題を飛びこえまして、調査会が内閣に置かれることは違法ではないか、こういうようなお話のように承つております。

そこで、内閣に憲法調査会を置くことが違法ではないかという点に御議論の点でございますが、平たく申し上げますと、御承知のように、民間の中にもそれぞれ、憲法問題は国民にとつて重大なる案件でありますから、したがつて、民間の關係においてもいろいろ検討を加えておる団体があるやに聞いております。また、研究会もあるやうであります。したがつて、政府は当初からこの改正を目標として、いわゆるこの前提として、調査会をつくつたのではなくして、御承知のように、内閣においてもいろいろ憲法に関する議論が行なわれておる。したがつて、問題点を明らかにし、かつまた問題点を掘り下げる、こういうような意味合いにおいて、いわゆる内閣に憲法調査会をつくり、あるいは国会にその種の憲法調査会をつくられることは、あえて法律上からいいますと違法ではないと、私は解釈をいたしております。したがつて、結論的に調査会が出したものは、いわゆるこの調査会の答申は、多数の意見と少数の意見とを並列して出しております。かような状態であつて、政府は、いわゆるこの国民の基本法であり、国の基本法である憲法について、無関心であるべきではないし、かつまた、先ほど来から受田さんがおっしゃるように、戦後二十年を経ているこの時代において、国民の間においても種々の議論が行なわれておる最中に、内閣あるいは国会といふこともこれを等閑に付することは、必ずしも国民の考え方と一致しておるものではないとも考えられます。したがつて、でき得べくんば、もちろんこれは国会に調査会ができて、各方面の意見を徴してこの問題の究明をされるこ

とは、当然国会の使命でもあり、また責任でもある。同時に、行政府である内閣としては、これらの問題を取り上げて、国民が何を考え、今後の新しい日本としてはどういふことを希望するかという点をもあわせて検討することは、政府としても、また国会としても、当然責任のあるべき姿であらうと思ふのであります。その意味では、一刻も早く国会内に憲法調査会ができることを私は希望してやまない次第であります。

○受田委員 私は、発案権という問題、発議権という問題は、もうここで議論してもしかたがないから飛ばしたのです。そしてその他の案件として案件の中に憲法改正論を云々するといふ問題も、悲しいことではございますが、もう議論してもしかたがないので飛ばしたのです。そして内閣に置くことについても、一応あまり議論すまいと思つたのですが、いませつかく御答弁がありまして、それから、ちよつと議論させていただきますが、内閣に置くときにはなぜ国會議員を入れるのですか。学識経験者だけでやるべきです。国會議員を国会の議席の数に比例して、国會議員のほうが三十名、学識経験者が二十名です。これは逆です。これは公正なる議論は、多数党で調査会をどうん切りまくつていけば、改正論が圧倒的になるのです。自民党のような改正論を持つておられる政党でございますから。だから、国會議員を入れたのが間違ひなんです。内閣に置くといふならば、純粋な学識経験者だけをを入れて構成なさればよかつた。なぜ国會議員を党派の人数に割り当てたやうな——しかもそのほうが三十人、学識経験者が二十人といふやうな片寄つたやうなかつたやうなでなせ置かれたか。いま反省しておられると思ひますから、その反省の根拠の上に立つ御答弁を願ひます。

○橋本政府委員 お話でありまするが、もちろんこれは同時に国会にも調査会ができることは、當時でも希望しておられたやうでありまするが、いろいろな都合があつて内閣にだけできたやうな状態でありました。ただ、いまの国會議員を入れる必要はなかつたのじゃないかという御意見でありまするが、必ずしもその点はさうにも私たちは考へておりません。御承知のように、国會議員は、重要な役割を国民生活の上においてもあるいは法的規制の上においても持つており、主権のある意味においては代表者といひますか、国民の代表者であるわけでありまして、その代表者の意見を政府自身が聞くことも、これはまことに必要であり、また当然でなければならぬのでありますからして、国會議員を加えることについては、必ずしも重要な、特別な御異議があろうとは思つておりません。割り当て等につきましては、いろいろの御見解はありまして、けれども、必ずしも自民党が全体の委員の過半数を占めておるわけでもないでありますからして、したがつて、その結果において片寄つた結論が、特に調査会として一致した意見が出ることも考へておられますので、調査会においてはこのような不公平な事態が行なわれたとも、われわれは見えておりません。以上の意味で、国會議員の参加といふものは、ある意味においては喜ばしいのではないかと、できるだけ国会の代表が重要な機関におられることも、必要であらうとも考へておるわけでございます。

○受田委員 私は、内閣に置くということになれば、内閣の關係で独自の立場で学識経験者をお集めになつて、御相談されたいと思ひます。国會議員が参加するならば、国会の中における憲法調査会では国會議員が大いに討議すべきです。その国会のほうに置く委員会、審議会なるものを抜きにして、かつて内閣のほうに国會議員を引っぱり出すやうな提案をされたことが、そもそも間違ひであつた。これは省みてじくじたるものをお感じになつておられると思ひます。内閣は、内閣で審議会を設ければよい。国会は、国会で調査会を設けて、国會議員が大いに議論するといふ機關を設ければよいです。それを内閣のほうに国會議員を横取りして、しかも自民党だけが参加してやつておられるといふ、このあまりにもへんばな調査会を

つくつて、七年もかかって膨大な国費を使つて答
えが用たわけだ。議論すると時間がかかります
から、私の主張だけを耳にとめておかれて、あ
らためて御議論させていただきますが、まあやむ
を得ません、今日の時点になつたわけだ。しか
らば、今度出たこの報告書に基づいて官房長官は
総理大臣にかつて御答弁がでると思ふのでご
ざいますけれども、この調査会の報告書なるもの
を尊重して今後憲法の取り扱ひをされるかど
うか、お答え願ひたいと思ひます。

○橋本政府委員 先ほどちよいと申しましたが、
調査会の目的が憲法改正という前提に立つて、そ
こで調査会を決定したのでなくして、現憲法の
諸問題のあり方についての意見を徴したというこ
とになるわけでありまして。私も約束の時間があ
りますから簡単に答えて申しわけありませんけれ
ども、要するに現時点において政府はこの調査会
の答申に基づいて憲法改正する意思があるやない
や、こういうような御質問のようでありますか
らして、現時点においては、直ちに改正云々のこ
とは考慮はいたしていません。ただ、今日いろ
ろの問題において、憲法全体から考えて問題点
は幾つかあるわけでありまして。ことに先ほど来
から受田委員がおっしゃっているように、現憲法とい
うものがいわゆる日本の国民感情あるいは国民生
活不安定な時代に制定をせられたということは、
御承知のとおりです。そういう前提に立つて、将
来ともにこれらの憲法の一つについては改正する
必要がないかといふことは、必ずしもそれは断
定し得ない点はあるかと思ひます。ただ、平
和憲法の精神といふか、いわゆる言われてお
るような平和憲法の精神、その憲法の精神は当然
尊重されなければならぬ。いろいろその他の面
において改正すべき点は調査会においても議論が
行なわれておるようでありまして、それらを
慎重に検討して今後ともまいりたい、さように考
えておるわけでありまして。

○受田委員 今度の調査会報告書第四章、「日本国
憲法の改正の要否」に掲げられたお答えなるもの
は、改正意見が非常に大きな比重を占めておるわ
けです。改正意見が圧倒的なものです。そうす
ると、それを尊重するということになるならば、こ
れは憲法を改正していかねばならぬといふこ
とになります。いかがですか。尊重しなければ
いけないのですか、尊重することになると、改正しな
ければいけない。

○橋本政府委員 調査会の答申案は尊重するとい
うたてで調査会ができておることは、われわ
れも承知をいたしております。ただ問題は、御承
知のように、先ほど来から御意見がありましたよ
うに、憲法なるものは国の基本法であり、国民に
とつてはいわゆる心髄とも申すべき重大な法であ
りますからして、よくこの国民の声を聞き、ある
いは国民の動向を察し、かつまた世界情勢等を
十分に考慮して、これは慎重なる行動をすべきで
あって、たとえ調査会の結論を尊重するといふた
てでまゝでありまして、その尊重のしかたもいろ
いろあるわけでありまして、国民全体の立場から
考え、慎重なる行動をとりたい、かように考へて
おるわけでありまして。

○受田委員 総理府が御調査されている世論調査
に基づくと、憲法改正意見というものは少数意見
です。そして改正すべきでないという意見のほうが
多い。どちらでもないという数も相当数に達し
ておる。少数意見の国民世論と、それから絶対多
数意見の調査会報告書、それを両方をかね合ひな
がら政府が検討したい、こういうことですか。
はつきりしていただきたい。

○橋本政府委員 いまおっしゃられましたような
世論調査でありまして、これもいわゆる法律に
従つて厳正な意味での世論調査と違ひますから
して、必ずしもそれをもつて全体の国民のパーセ
ンテージの金科玉条としたい点も、固々あると
思ひます。したがつて、その点から云々というよ
うな結論も出にくいのであります。先ほど
来申しましたように、国民のいわゆる大事な法律
であり、国の基本法でありますからして、十分
政府としては慎重なる態度をもつてこれに処した

いという基本方針に変わりはないということを申
し上げたわけでありまして。

○受田委員 池田総理も、しばしば当委員会でも
御答弁になっておりました。憲法調査会の答申を
待つて、それを尊重して処置をしようと言われた。
もう答申が出てしまつた。にもかかわらず、今日
それに対して確固たる御所見がまだない、こうい
うことになっておる。何のために調査会を、ばく
大な国費を使つてあれだけの人々に御苦労かけた
か、意味がないわけですか。これはただ単に気休め
にこういうものを調べておいてやつたのなら、こ
れはかえつて国民の血税を不当のものに使つた
といふことになるわけですか。私は、官房長官が総理
大臣にかつて、この調査会の報告書は単なる参
考資料であつて、これは憲法改正論議の中におい
てはなほだウエートの薄いものである、しかも
委員会の構成が与党に限られておつたといふこと
で、むしろこの答申はまことに困つたものが出た
といふような、やっかいな存在であるといふくら
いの考えをお持ちになるならば、私は筋が通ると
思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○橋本政府委員 受田委員のおっしゃることもよ
くわからないでもありませんけれども、先ほど来
からお話のありましたように、政府は学識経験
者、りっぱな人をそろえ、かつまた社会党さんの
ほうは参加は願ひませんでしたけれども、国民の
代表である国会議員も加えて、そうして長年月に
わたつての検討の結果でありますからして、必ず
しも受田委員のおっしゃるような考え方とは一致
いたしませんのは恐縮であります。やはりり
っぱな検討がなされておる、これらは十分にわれわ
れは今後の処置の上においても、りっぱな貴重な
検討の資料として、政府が今後国民の——今度
は国民との間に十分なるこの問題に関する情勢等
も判断し、あるいはその他の方法によつて、少な
くとも憲法問題については慎重なる態度で臨みた
い、かように考へておる点をひとつ御了承願ひま
す。

○受田委員 この機会に資料要求をして、おきま
す。

内閣の調査に基づく憲法改正是非かという世
論調査の答えだけを、ごく簡明に御提出を願ひた
い。

それから委員の構成で賛否の系列に従つてその
委員会の委員の御意向なるものを、これもごく簡
単な表として御提出を願ひたい。

長官も御多忙でございますから、私も質問を
やめますが、最後に一言。大体日本国憲法の精神
といふものについては、二十年たつたからといふこ
とでなしに、平和主義、民主主義、基本的人権の尊
重といふものについては、三本の柱をもつた憲法
といふものは、私は決して押しつけがましいと思
へております。みながこぞ待つて望んだものが、
歴史的な宿命として、これまで戦争という悲劇の
中ではあつたけれども、悲劇の所産としてすばら
しいものが得られたと私は思つておるのです。そ
の意味において、自民党内には、この憲法
を、特に九条を中心に改正すべしという意見が圧
倒的に多くなつておるかどうか、党内の事情を一
つ。

もう一つは、国務大臣といふものは、憲法第九
十九条によつて現在の憲法を尊重し、擁護する義
務を負うておるわけだ。あなたもその一員とし
て、当然国会議員ですから負うておられる。した
がつて、五月三日は憲法記念日、終戦後二十年
を迎えました。新しい憲法のもとに二十年、われ
われは新時代の感覚の国家をつくつておるわけ
ですが、終戦二十年を契機として、五月三日に歴史
的な憲法普及大会を——普及といふのはもう過ぎ
て、憲法を大いに尊重する大会を、九十九条のこ
の憲法の精神に基づいて、総理以下国務大臣が一
致して歴史的な記念式典でもおあげになつては
いかですか。国民の祝日は生まれたけれども、ほ
かの日は、あるいは子供の日にしても、その他の
文化の日にしても、勲章を与えたり、今度、四月
二十九日には春の叙勲が出る。それからその他の
祝日には、いろいろな行事を国家自身が各省を通

じてやっておられる。にもかかわらず、内閣みずから手が打たなければならぬこの憲法記念日なるものには、最初の数年間は、政府みずから陣頭に立つて、国費を費やしていろいろな行事をやられたけれども、その後、吉田内閣の末期以来、この憲法記念日を尊重する行事も行なわれておられぬのですが、いまでもおそくない、まだ十日以上ありますから、このあたりで憲法記念日に国家的行事を行なうことを提案します。官房長官、まだいまでも間に合います。大急ぎで、どこか、日比谷の公会堂か何かで、政府みずからが、憲法を大いに擁護する行事を御計画になつてはどうですか。

○橋本政府委員 第一点であります、自民党には、憲法第九条を改正することに賛成の意見が多いか、少ないかという御質問でございますが、私も一人一人の意見は聞いておりませんが、自民党の総裁である現総理大臣の佐藤作次氏は、国会におきましても、その他の公式の席上におきましても、自分は平和に徹するの精神をもって国内、国外の政局に当たりたい、かようなことを言明いたしておりますので、総裁の精神をもって党の精神と御理解願えればけっこうだろうと思ひます。

第二の行事の問題であります、御承知のように、皆さんのお力によつて、国民祝日の中にいわゆる憲法の日が定められたということは、これは国民がひとしく心からこの日に對して尊敬の念を持つておられることでありまして、形の上においてどういふ行事が行なわれるかどうかという点も、もちろんこれは必要なことではありますけれども、国が国民祝日の一日に加え、かつまた、われわれ心から平和憲法といふし、かつまた、平和主義といふものに徹しておるこの精神は、形の上よりもなおつばなものがあろうと思ひます、なお受田さんがおっしゃられましたことも、重要な御意見として心の中にためて考へてまいりたいと思ひます。

○受田委員 これで質問を終わりますが、そうす

ると、佐藤総理は、現行憲法第九条はそのままではよろしいという御所見ですね。さうに了解してよろしゅうございませうか。

○橋本政府委員 御承知のように、九条の精神、その精神問題であります、日本は平和に徹するの政策を国内外でとつていく、こゝういふ精神であることを御了解願つて、九条云々のことは、もちろんこれは法律的な問題がありますけれども、平和主義といふし、かつまた、平和の精神に徹してやつてまいりたいと、かような考え方を十分に御理解願えれば、それでわかり願えるだろうと思ひます。

○受田委員 いや、わからぬです。それは、つまり佐藤総理は、もう調査会の答申が出たのだから、出た以上は——改正点として、九条改正を大幅にうたつておる、さういふ段階で、当面現行憲法の九条の規定でいいとお考えになるのが平和主義に徹しているのか、あるいはこの状況を平和主義に基き何らかの形で変えていくという御意見があるのか、これは大事な問題であると思ひます。それから、現行憲法九条はこれでけっこうだ、これで十分平和主義は徹せられるとお考えかどうか。それから最後のお答え願わない分、つまり御検討願うことになつたけれども、十日後ですから、非常に期日が迫つておるのですから、心していただくだけでは間に合ひなからぬです。早く憲法二十周年記念式典といふようなものを——やはり名は体をあらわすといふことになつておるのです。だから、何か名目的な行事をやることによつて、非常に国民に憲法尊重の觀念を植えつけようと思ひます。遊び半分の憲法記念日でなくして、政府みずからがさういふ行事をやつて憲法尊重の陣頭に立つといふことは、私は筋が通ると思ひますが、その二つをもう一度……

○橋本政府委員 第九條の具体的な問題につきましては、いろいろの解釈もあり、いろいろの問題があると思ひます。ただ、御承知のように、これはいづれの国民一人一人に關しまして当然であります、みずから守るといふ考え方——わ

れわれはいわゆる第九條關係の関連法案にいたしましても、日本自身には自衛権はある、自分を守る権利はあるといふたてをえをとつておるのでありまして、したがつて、この第九條の問題をあくまで平和的精神によつて解釈することには間違ひはありませぬけれども、ただ、それがためにみずから守る力を失つてよろしいかという問題は、これは別個の問題になります。したがつて、九條に關連する事項の内容については答弁の限りではありませんが、少なくともわれわれは、佐藤総理の平和に徹するの精神をもつてやつていくという考え方は、御理解願えるだろうと思ひます。

○受田委員 御理解は願えない。長官、私はいまの……（見解の相違だ）と呼ぶ者あり。見解の相違じゃないのです。つまり、憲法改正の答申が圧倒的多数で、政府みずからがつくつた調査会を出されておる。第四條です。さうなつてくると、それを尊重することになれば、当然これは改正すべきものである、そしてみずからの力をつちかゝりといふ考えに立つのか、同時にもう一つの考え方は、現行憲法によつて十分政府が考へておられるような意圖を果たすことができるとお考えになつておるのか、考へ方だけは私はわかつておるのです。改正をしなくても——まあ調査会の答申は圧倒的に改正意見であるが、現在のところ改正する意圖がないといふことなら、それでけっこうです。そのくらいのことにはつきりしておかぬと、国民が心配しておりますからね。

○橋本政府委員 これは先ほど来の受田君の御意見の中にもありましたように、憲法改正の發議權は、国会すなわちいわゆる國民、こゝういふもの——これはまあ法律上もさうでございます。総理大臣の地位において、九条云々、どうするかといふようなことは、申し上げることのほうがかえつて問題があると思ひまして、総理はみずから皆さんにもお話しした機会があると思ひますけれども、憲法問題については國民とともに歩む、こゝう言つておりますから、総理大臣一個の見解を明らかにすることのほうは、いわゆる憲法に

規定する發議權の問題にも關連いたしますので、ただ、是非論として、総理は平和を愛し、平和主義の外交をもつていく、こゝういふ考え方を持つておること御理解願えると思ひますのであります。

○受田委員 橋本先生では御答弁がむずかしいでしょうから、それはあらためて総理大臣にお尋ねすることにいたします。

○河本委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題と、質疑を行ないます。永山忠則君。

○永山委員 建設省設置法の一部を改正する法律案について、質疑をいたします。

前国会で御提出になりました点と、今国会で提出していただいている点のどこがどういふように違つておりますか、お尋ねいたします。

○小山國務大臣 間違ひがあるといけませんから、官房長からその点御説明申し上げます。

○鶴海政府委員 前国会に提出いたしました法案と違ひます最も大きい点は、計画局に宅地部を置くといふ点でございます。これは、従来宅地行政につきましましては、住宅局、都市局あるいは計画局におきましてそれぞれ所掌いたしておりました、宅地行政の重要性にかんがみまして、これを一本にまとめまして宅地部にいたしたという点が、最も大きな相違点でございます。なお、前国会におきまして問題になりました分掌事務の地建委員の点につきましては、これは前国会と同様の規定にいたしております。

○永山委員 それでは、いまの御説では、宅地部を設置したというだけですか。用地部の關係はどうなんですか。

○鶴海政府委員 詳細につきましては違つた点もございします。たとえば本省の事務を地建に委譲いたします場合に、そのために地建につくり出す部の名称を、前国会で出した案によりまして、計画管理部という部を設けるといふようになつておりました、新たに提案いたしましたものは名称を変えておりました、計画部といふふうにした

規定する發議權の問題にも關連いたしますので、ただ、是非論として、総理は平和を愛し、平和主義の外交をもつていく、こゝういふ考え方を持つておること御理解願えると思ひますのであります。

○受田委員 橋本先生では御答弁がむずかしいでしょうから、それはあらためて総理大臣にお尋ねすることにいたします。

してあります。なお用地部の点でございますが、これは前開会におきまして提案をいたしましたものと全く同じでございます。

○永山委員 計画管理課というのを計画部にかえた理由が、どういふ点でございますか。

○鶴海政府委員 計画管理課という部で所掌いたしましたのは、本省の仕事でございますが計画局、都市局、住宅局、この三局の仕事でございます。しかしながら、従来建設省におきましては、計画局という名称のもとにおきまして、本省の計画局、都市局、この二つの局にまたがるような仕事をいたしておりました。そういう関係もございまして、計画部という名称で仕事の相当部分がカバーできるといふことが一つでございます。それからもう一つは、計画管理課という長い名称を簡略にしたほうがいざいざ、ほかの部が道路部でありあるいは河川部であるというよりな例もあるものでございまして、簡潔な名称にいたしましたわけでござい

す。

○永山委員 この簡潔な計画部ということは非常に私はいいと思うのでありますが、そこでこの計画部の仕事ですね、これはどういふふうな範囲のものですか。総合計画を立てていくというところであると思うのですが、本省の計画局とこの地建の計画部との関係性は、どういふようになるわけですか。

○鶴海政府委員 本省の計画局で所掌いたします仕事のうちで、総合計画あるいは地域計画という仕事がございます。この関係につきましては、地方の出入といたしましては、地建の計画部にやってもよろしいことを考えております。なお、本省の計画局におきましては、建設業関係の仕事、建設業の登録とかそういうことをやっておりますが、こういう仕事の出入といたしましては、やはり地建では計画部を使つていきたい、かように考えております。なお本省には都市局がございますが、過去におきましては、現在の計画局の総合計画、地域計画部門と一体になって計画局として仕事をいたしておりましたのでございますが、その

都市局の仕事も、地建におきましては計画部でやつていただくというふうに考えております。また、住宅行政の問題につきましても、計画部でやつていただくというふうに考えております。

○永山委員 計画部の仕事の関係で、計画部を担当する部長といひますか、責任者は、技術者を保持していくことが好ましいか、あるいは事務屋のほうが好ましいか、計画部の事業の性質上どういふようにお考えになっておられますか。

○鶴海政府委員 その問題につきましては、事務屋でなければならぬとか技術屋でなければならぬというふうな必要はないのではないかと考えています。やつておる仕事も非常にバラエティーがございますし、最もたんのうなる人がありますれば、その人をつけなければいけません。過去の経緯が、技術の専門であるとかあるいは事務の専門であるとかということには、必ずしもとら

われない必要はないというふうに考えております。

○永山委員 この点は非常に意見を異にしているわけですが、とにかく建設関係の計画を立てるのには、やはり技術の上に立つてやるということ

が、非常に必要だと思つております。旧来技術が行政に奉仕するといふ傾向が、一般の関係においてあるわけですが、ところが、現段階におきましては、やはり行政に技術が奉仕するのではなくして、技術がむしろ行政を指導していくというように、少なくとも建設関係は進むべきではないかというように考えるのですが、大臣、どうですか。

○小山国務大臣 いま官房長から答えたのは、一般論であります。要するに、たんのうであれば事務官であっても技術官であってもよろしいというの

が一般論でありますけれども、実際問題として、いままで企画室は技術の人がやつておつたわけですが、その人たちが当然今度はこの計画部長になる、こういう方向で動かしつていくのが一番望ましいのじゃないか、こういうふうな思つておるわけでありまして、なお、将来事務の人でいふゆる技術的なことにも明るい人が出てくれば、そのとき

には、事務の人を当てることもあるかとも思ひますけれども、自分のところは、おそらくいまの企画室長といわれる人たちがこの計画部の仕事に当たらせることにすることが円滑にいくのではない

か、こういうふうな思つておるわけでありまして、

○永山委員 大臣のお考えのように、やはり技術関係が建設関係では行政を左右するといふ旧来の伝統を、どこまでも堅持をしてお進みになることが好ましいと思つておるのです。たとえて申しますと、最近交通対策の問題でも、やはり建設省の技術といふものが、これがもう決定的な要素になつてき

ていくわけですね。旧来は事務系統で交通関係をやつておりましたけれども、技術的立場に立つてこの対策を講じるといふ科学的な面が出てこなければならぬほど、交通がふくそういたしてきていくわけですね。そこで、やはり技術関係が優先していくということが好ましい、まあ交通の問題だけではないまでもそうだと思うのです。さらに、かりに砂利採取の問題にいたしましては、われわれのような立場で一応状態を見て、これは適当だとか不適当だとかいうようなことを、事務的の判断でなしに、技術的立場でこれを科学的に説明していけば、これはもう適当でないのだからがまんしろといへば、やはり業者も納得できますし、また政治的に左右されないという結果を――私は現段階でもそういうような状態だと思つておる。ことに、やはり政治的な圧力で技術が歪曲されるということもありませんから、技術が行政を指導して

いく。行政に技術が奉仕するといふことにならないように、この点では大臣のほうで十分御考慮を願ひたいのです。

建設省設置法に対しては、技術者に安心して積極的に協力をせしめなければならぬと思つておるが、これに対して大臣のほうでは、部内において技術関係を行政の奉仕者にはさせないのだといふことに對する力強い何らかを、ひとつ保証していただくかと思つておるのですが、どうですか。

○小山国務大臣 おっしゃるとおり、この計画部でやる仕事は、技術的な知識がないとむずかしい

面が非常に多いと思つておる。そういう意味で、かりに将来事務官になる場合でも、よほど技術的な知識でもある人でないとむずかしいだろう。そういう意味では、おっしゃる通りに、まだ訓練途上にある段階では、どうしても技術を身につけた人が計画部の部長になることが望ましい、こういうふうな考えておられますので、今後の行政あるいは部長の任命といふものは、そういう方向で考えていく、そういう考えでありますので、この点は部内にも徹底しておると思ひます。御安心を願ひたいと思ひます。

○永山委員 総合建設行政の実をあげるためにも、計画部長には専門家を充てて、能率よく行政をやるといふことに對して大臣の力強い説明をいただきたので、将来におきましてもこの方針を堅持してやつていただきたたいと思つておるものでござい

ます。

次にお聞ひたい問題は、地方建設局が分掌する事務として、新たに所管事業の助成及び監督に関する事務を加えるということになつておるの

でございまして、この点は二重行政にならないか、あるいは臨時行政調査会の答申と矛盾しないかという点に對して、御意見を承りたいのであり

ます。

○鶴海政府委員 地方建設局に新たに委譲いたします事務、これは十二条の改正規定の各号に書いてございまして、従来直轄工事を専門にやつておりましたことに、行政監督の事務あるいは助成の事務をつけ加えたのでございまして、地建に委譲いたしました事項につきましては、これは地建限りに

におきまして処理できるようにしまして、二重行政の弊の起らないように措置したい、かように考えております。

してはできるだけ地方支部局に移していく、そういう思想で組み立てられております。今度の建設省設置法の改正の趣旨も、方向といたしましては全く同じでございます。本省は企画的な仕事をやっていく、実施事務的な仕事はできるだけ地方建設局におろしていくというたてまえでできております。

○河本委員長 この際暫時休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

午後六時四十一分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。

山内委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○山内委員 ただいま議題になりましたこの法案は、将来憲法改正とも関連いたしましたして、非常に重要な法案だと私も思っています。総理の御出席をお願いしていろいろお尋ねしたいこともあったわけでありまして。しかし、会期末もだいぶ迫っておりますし、審議案件もたくさん残っておりますので、審議に協力するという意味で、今回この法案についての私どもの質問は、後日総理府設置法の一部を改正するときに総理の御出席をお願いして質問することにして、今回は残念ながら私どものほうとしては質疑を省略したいと思っております。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次会は、来たる二十七日、火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十三分散会